

# 水道料金の見直しについて

水道料金の見直しについて、長野市上下水道事業経営審議会から、令和3年12月21日に答申を受けたことを踏まえ、見直しについて協議するもの

令和3年12月28日  
上下水道局総務課



長野市上下水道局  
イメージキャラクター  
みずなちゃん

## 1 水道料金について

将来を見据えた定期的な水道料金の見直しの必要性はあるものの、現行料金で料金算定期間においては必要な利益を確保できる見込みとなっていることから、令和元年東日本台風災害や新型コロナウイルス感染症による市民生活や企業活動への影響に配慮し、今回の見直しでは、水道料金を据え置くことが適当であると判断される。

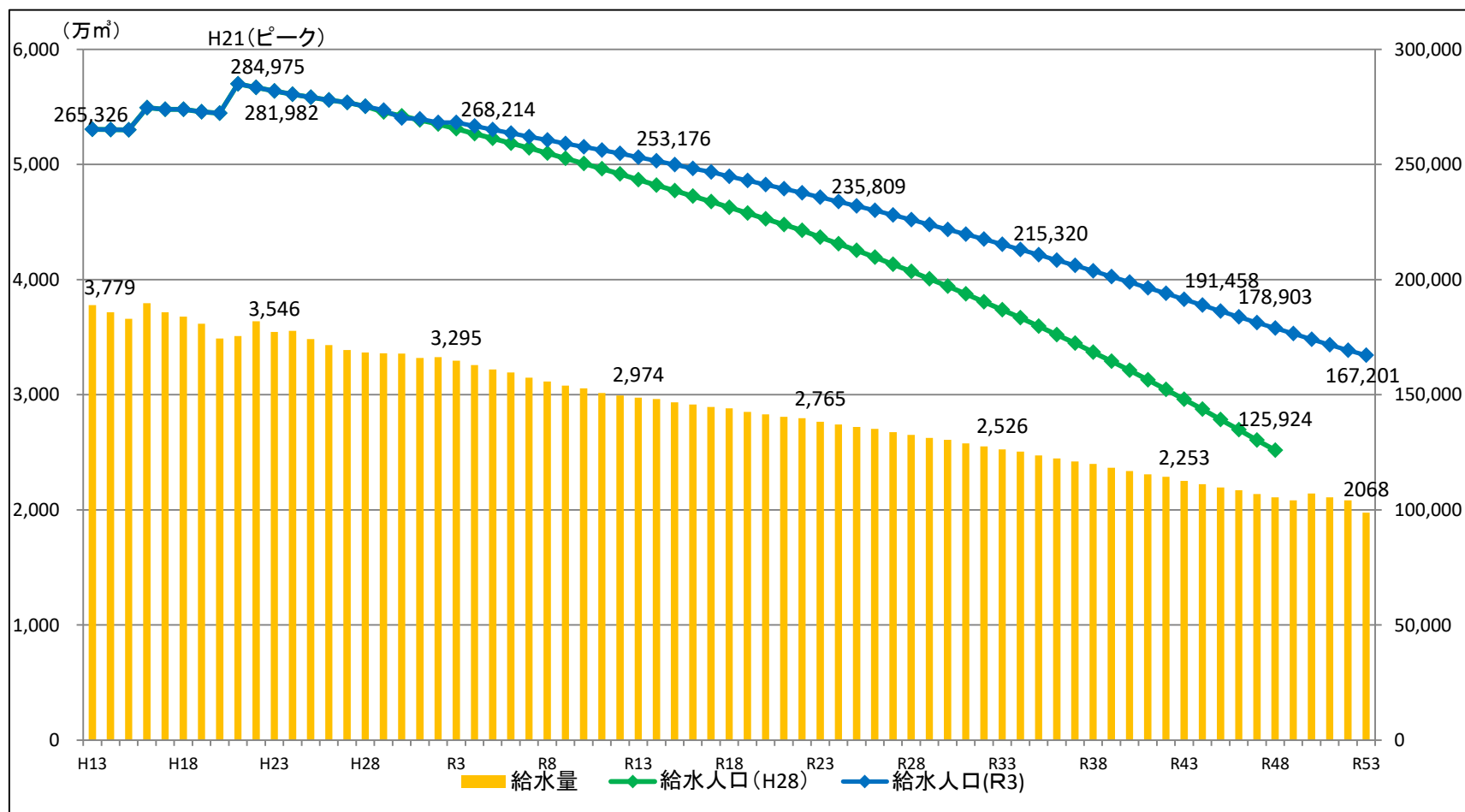
- (1) 料金算定期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とする。
- (2) 水道料金は、据え置きとする。

## 2 附帯意見

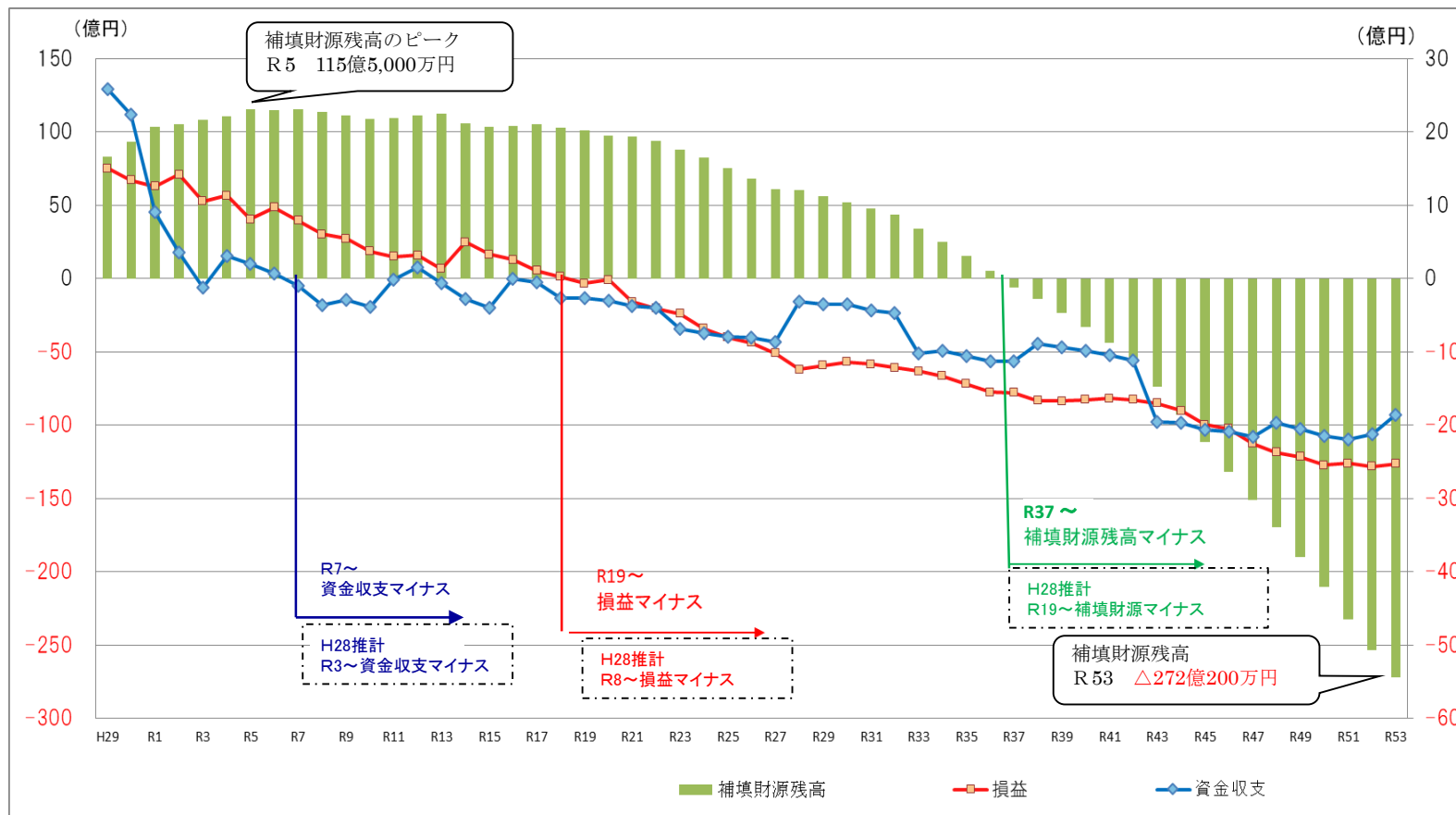
- (1) 長野市水道事業経営戦略に基づき、より一層の経営効率化と経費削減を図り、適正かつ健全な経営の継続に努めること。
- (2) 将来世代の負担を軽減するため、借入金利の動向も勘案しながら、企業債借入額の抑制に努めること。
- (3) 今回作成した経営見通しの事後検証を実施し、定期的に水道料金の見直しを行うこと。
- (4) 人口減少社会においても持続可能な水道事業経営とするため、基盤強化に向けた広域化、広域連携について引き続き検討を進めること。

## (1) 給水人口と給水量の推移

H28推計に比べ、人口減少速度が緩やかになり、給水人口推計が上振れ  
 給水人口は人口減少に伴い50年後には約10万人減少し、現在の約62%に減少  
 給水量についても、50年後には現在から約4割減少する見込み



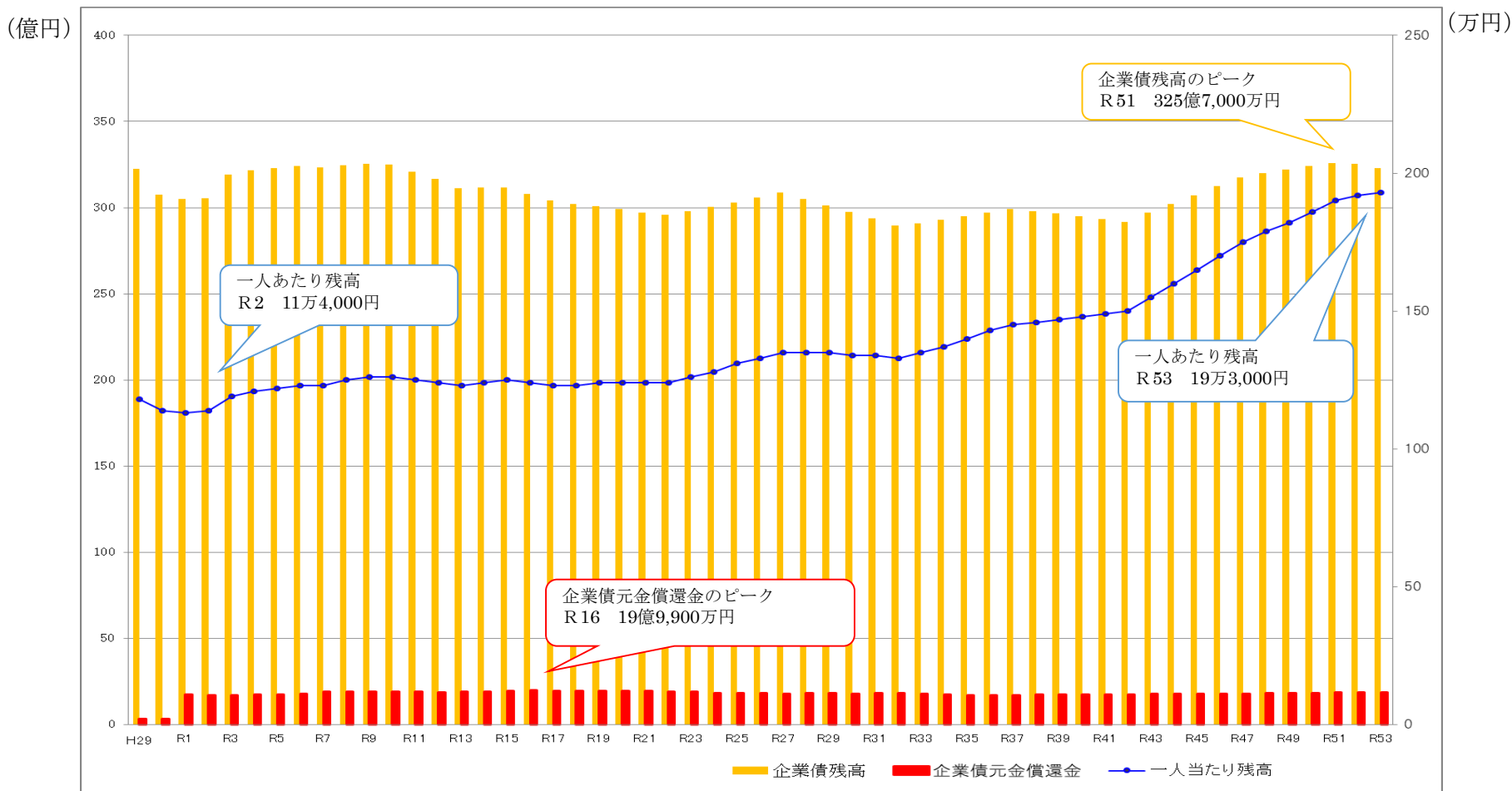
## (2) 損益・資金収支と補填財源残高の推移



- ・ 損益は、令和19年度に赤字に転じ、50年後には約25億円まで損失が拡大し、令和4年度から令和53年度までの損失合計は約437億円
- ・ 補填財源残高は、令和5年度をピークに減少し、令和37年度には底をつき、50年後には約272億円のマイナス

### (3)一人あたり企業債残高の推移

【現行の企業債発行(建設改良費の約45%)を継続した場合】



- ・ 企業債残高は、今後50年間約290～326億円で推移
- ・ 給水人口の減少により、一人あたり企業債残高は、現在の約12万円から50年後には約19万円に増加

## 基本的な考え方

- ・水道料金に将来の建設投資の財源として資産維持費を算入する。  
※資産維持費＝償却資産残高×資産維持率(0.5%以上とする)
- ・議会からの要望を踏まえ、大幅な値上げとならないよう、段階的な見直しを行う。
- ・将来世代の負担を軽減するため、企業債残高が一人あたり約10万円となるよう企業債借入額の抑制を図る。

## 水道料金の見直し案

基本的な考え方に基づき、次の2つの見直し案を審議会に提案しました。

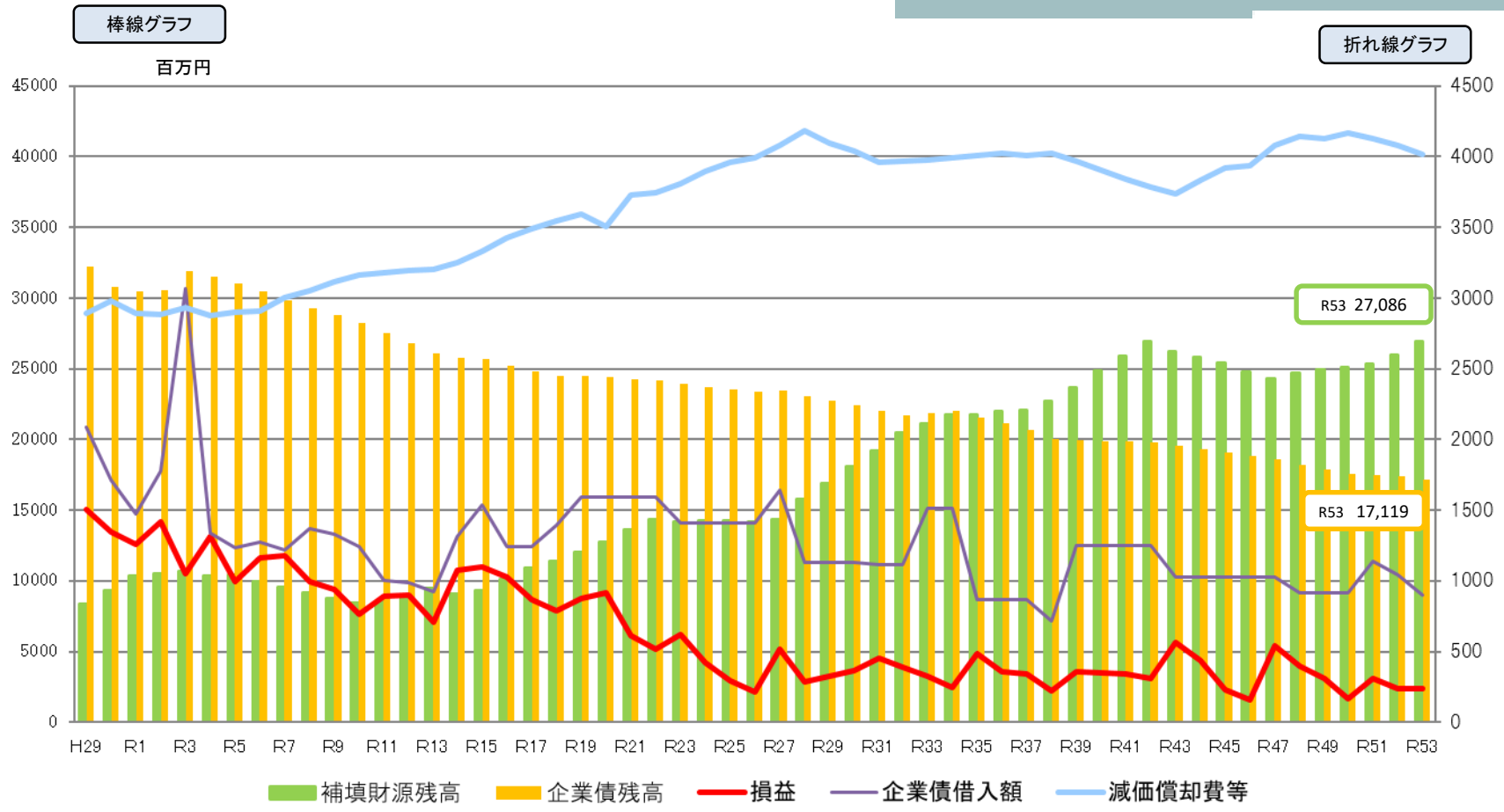
### 案の1

料金改定率の平準化を図るため、料金算定期間の料金を平均3.04%引上げる。

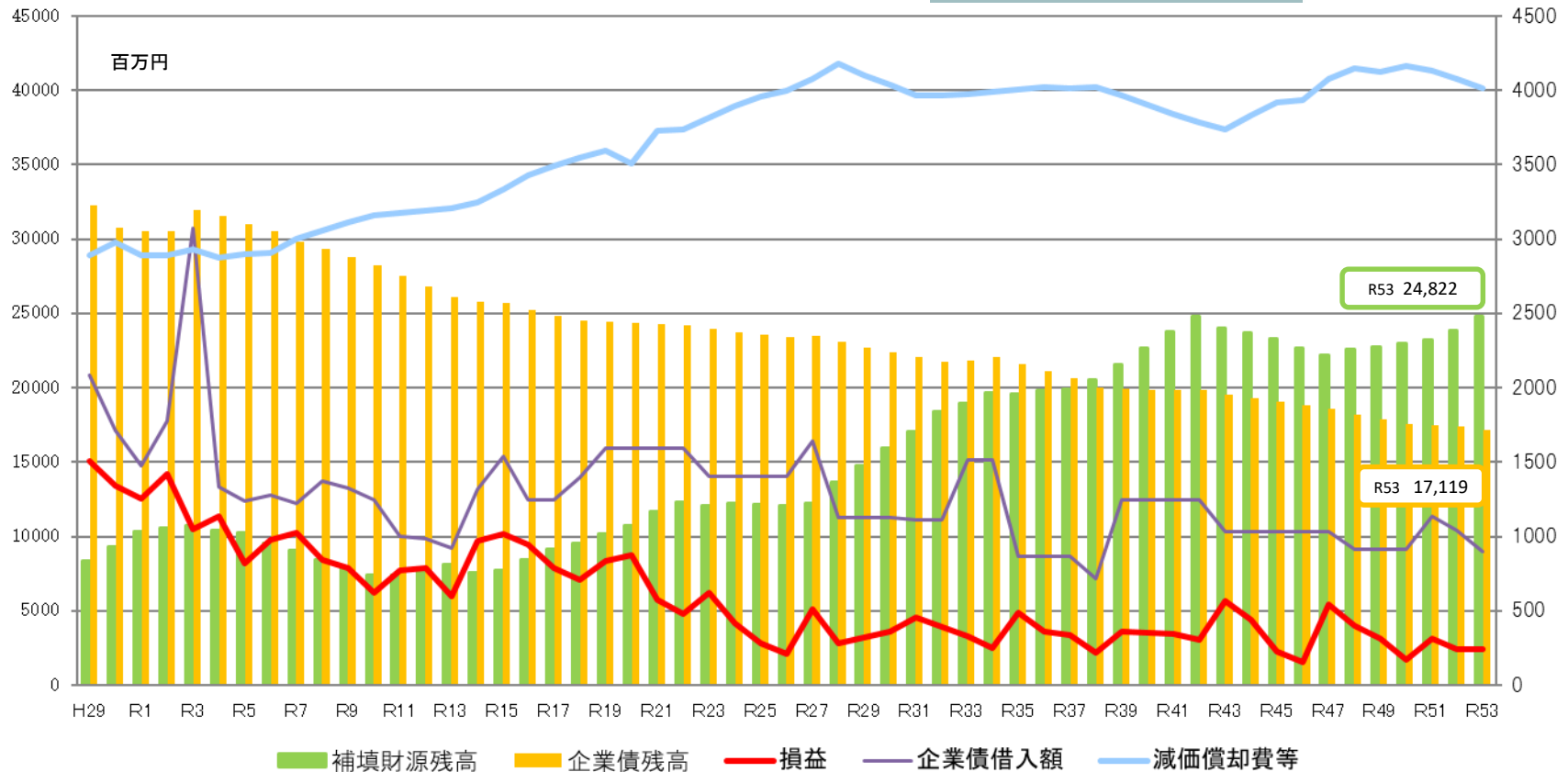
### 案の2

段階的な料金の見直しは必要であるが、料金算定期間においては、現行料金で必要な資産維持費を含む利益を確保できることから、新型コロナウイルス感染症の市民生活及び企業活動への影響も考慮し、今回は据え置きとする。

# 案の1 令和4年度から段階的に料金改定



料金算定期間	令和4~6	7~10	11~14	15~18	19~22	23~26	27~30	31~34	35~38	39~42	43~46	47~50	51~53
料金改定率	3.04%	3.04%	3.04%	3.04%	3.04%	3.04%	7.47%	2.20%	5.87%	2.66%	5.48%	10.04%	2.41%
資産維持率	1.73%	1.35%	1.15%	1.24%	0.96%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%
期間損益(百万円)	3,473	3,872	3,580	3,773	2,926	1,545	1,518	1,445	1,431	1,385	1,408	1,444	809
(年平均)	1,158	968	895	943	731	386	380	361	358	346	352	361	270
供給単価(円)	219.8	226.9	234.3	242.0	250.1	257.3	275.7	281.1	296.8	303.9	319.7	351.19	359.13



料金算定期間	令和 4~6	7~10	11~14	15~18	19~22	23~26	27~30	31~34	35~38	39~42	43~46	47~50	51~53
料金改定率	0.0%	3.64%	3.64%	3.64%	3.64%	3.64%	7.47%	2.20%	5.87%	2.65%	5.48%	10.04%	2.41%
資産維持率	1.46%	1.14%	1.06%	1.14%	0.91%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%
期間損益(百万円)	2,925	3,276	3,122	3,458	2,755	1,522	1,494	1,421	1,407	1,362	1,385	1,420	791
(年平均)	975	819	781	864	689	380	374	355	352	341	346	355	264
供給単価(円)	213.3	221.5	230.1	239.0	248.5	257.1	275.4	280.8	296.6	303.6	319.4	350.9	358.8

案の1との料金改定率の差0.6%については、料金に換算すると一般家庭用平均で22円/月となる

※13φ1月20㎡使用した場合



下記のとおり決定したい

## 水道料金について

- (1) 料金算定期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とする。
- (2) 水道料金は、据え置きとする。

## 理由

- ・料金算定期間において必要な利益を確保できる見込みであり、料金据置による経営への影響はないと判断。
- ・今回据え置いた場合でも、その後の見直しにおいて、料金改定率の平準化を図る事が可能である。
- ・水道料金の見直しは、影響範囲が広いことから、社会情勢への配慮を含め総合的に判断したもの。

## 今後の予定について

月日	スケジュール内容
令和4年 1月12日 (水)	政策説明会
令和4年 1月13日 (木)	記者会見